

商 品 名 ( 愛 称 )	定期積金
販 売 対 象	・法人および個人の方
期 間	・6ヶ月以上5年以内
預 入 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・1,000円以上 ・1円単位
払 戻 方 法	・満期日以降に一括して払い戻します。
利 息 (1)適 用 金 利 (2)利 払 方 法 (3)計 算 方 法	・固定金利 契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を100円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません。) ・法人は総合課税となります。
手 数 料	—
付 加 で き る 特 約 事 項	・普通預金等からの自動振替による受入れができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率により計算した利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・利回りは店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

商 品 名 ( 愛 称 )	定期積金
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：0855-22-1851)にお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話 03-3517-5825)にお申し出ください。

## 日本海信用金庫